

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年9月11日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月7日から同月28日まで縦覧に供する。

令和元年10月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 石野地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川西地区	〃
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業) 丸山池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 加敷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 片山地区	〃